

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制に向け 企業内の感染防止対策を応援します

～企業内感染症防止対策補助金～

■ 緊急対応型

補助対象	①事前感染予防事業 オフィス内等での感染予防を目的とした事業	②発生時拡大防止事業 オフィス内等で感染者発生時の対応を行うための事業
補助対象経費 ※裏面を参照	○オフィス内等の簡易的・緊急的な感染予防のための物品・衛生用品等にかかる経費(衛生用品※は補助対象経費の1/2以内)	○オフィス内等の消毒に必要となる経費 【ご活用にあたっての留意点】 ・事業費13.4万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ※衛生用品は補助対象経費総額の1/2以内とし、衛生用品単独での申請はできません。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。 なお、概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助対象者	県内中小企業者等	
補助上限額	1社につき、20万円	
補助率	3/4	

～こんな事業が対象です～

- ①事前感染予防事業：仕切り用アクリル板の購入や設置、マスク等の衛生用品の購入
※衛生用品とは、主にマスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ゴム手袋等です。
- ②発生時拡大防止事業：消毒委託、事業者自身が消毒を行う場合の消毒液、手袋、防護服等の経費

■ 体制整備型

…継続的な感染予防に必要な執務環境整備やサービス改善等の取組を支援します

補助対象事業	○感染症防止対策ガイドラインに沿った感染症対策を行うための事業 ○感染症対策としての販売手法転換等、ビジネス形態転換などを行うための事業
補助対象経費 ※裏面を参照	○補助対象事業に係るシステム導入費や機器導入費、及び改修費等 ※維持管理費や消耗品費(マスク・消毒液等)、パソコン等の汎用品の購入費は除く
補助対象者	県内中小企業者等 【ご申請にあたっての留意点】 ・事業費66.7万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ・申請書に、具体的な事業計画書及びお見積書の添付が必要です。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助上限額	1社につき、200万円
補助率	3/4

～こんな事業が対象です～

- 遠隔システム等 ……訪問等により対面で行っていた商談や会議などを、TV会議システム等により対面せずに行うための事業
- ネット通販等 ……対面販売していた店舗が、インターネット販売や券売機等の無人システム等でお客様と対面しないサービス提供や販売方法に転換するための事業
- その他、濃厚接触を防ぐための間仕切り設置や、席の間隔を広げるなどの改修する事業等

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】経済対策予算ワンストップ相談窓口

TEL : 0857-26-7987

(鳥取県商工労働部 商工政策課内)

R3.1.28発行

■ 申請手続について

※申請受付期限：令和3年3月15日（必着）

申請者
(県内中小企業者等)

★県内中小企業者等とは

鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。

提出書類

①申請書（規則様式第1号）

②補助事業実施計画書（様式第1号）

③収支予算書（様式第2号）

④定款※会社パンフレット等事業が分かる資料でも可

⑤決算書（直近のもの）

※個人事業主は確定申告書の控え。白色申告書の場合は、事業収入が申告されているのみが対象となりますのでご注意ください。

※申請方法：郵送、FAX、メール、電子申請等で受け付けています。

郵便：〒680-8570鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 商工政策課

FAX：0857-26-8078

メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

電子：https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1950 ↓

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センターへ
申請書類を持参いただくこともできます



■対象経費の詳細について

補助事業	区分	内容
緊急対応型 ①事前感染予防事業 ※衛生用品は補助対象 経費総額の1/2以内	物品購入費	仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品
	衛生用品 購入費	マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム 手袋等
	設置費	仕切板等を設置するために必要な経費
緊急対応型 ②発生時拡大防止事業	委託費	事業所内等の消毒作業を外部業者に依頼して行うための経費
	消耗品費	自らが消毒作業を行う場合に必要な消耗品を購入する経費 (消毒液、防護服、手袋等)
体制整備型 ※維持管理費や消耗品 費(マスク・消毒液等)、 パソコン等の汎用品の 購入費は除く	システム導入費	テレビ会議システム、顧客ビジネスにかかるeラーニングシステム、ネット通販シ ステム等の導入（購入、設定等、利用開始当初に必要な事項）に要する 経費
	機器導入費	機械器具の導入（購入、設置、改修等）にかかる経費
	改修費	事業所内等の改修に必要な経費

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

(HP) <https://www.pref.tottori.lg.jp/291433.htm>

